

名古屋市農業委員会 令和7年第6回総会 議 事 録

- 開催日時 令和7年6月20日（金） 開始：午後2時00分、終了：午後2時51分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	13 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第37号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第38号議案 農地法第 5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第39号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第40号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第41号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第42号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第43号議案 地域農業経営基盤強化促進計画変更に関する意見聴取について

第44号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第45号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部改正について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②令和7年度全国農業委員会会長大会及び研修会について

(4) その他

①現地調査日について

(5) 閉会

令和7年第6回総会 委員出欠状況

出席農業委員（13名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
		4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員		
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	加 藤 新 一 委員
		2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 7 年第 6 回総会（令和 7 年 6 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 7 年第 6 回総会をはじめさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	お暑い中、ありがとうございます。 ただいまより、令和 7 年第 6 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 37 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 45 号議案「名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部改正について」までの 9 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 13 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 11 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、横井昭男委員及び横井庸一郎委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 37 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-1 について、19 番、若松委員、お願いいたします。

若松委員

受付番号 2-1 について、6 月 5 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が高齢のため畑ができなくなり、新規営農を希望した譲受人が農地の取得を希望し、申請されたものです。

譲受人は、名古屋市の農業ボランティア育成講座を受講し、5 年間、農家のお手伝い活動に参加していました。また、貸農園を利用しており、その指導員から栽培技術を教えてもらいながら、申請地では、サツマイモなどの野菜を育てる計画です。

申請地は休耕地で、多少の雑草がはえていますが、面積が 85 平米と小規模であり、雑草を除去してしまえば、譲受人が畑として利用するには問題ない農地です。

	なお、6 月 19 日現在確認したところ、すでに除草を行い、畝立てが行われている状況であり、完全に農地利用ができる状況になっております。 許可することにつきまして問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭） 委員	受付番号 3-1 の農地につきまして、6 月 4 日に安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-1 は、譲渡人が廃業を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。 申請地である中川区水里三丁目の 1 筆の畑には、ネギが作付けされ良好に管理されていきました。 また、譲受人世帯の経営農地はすべて良好に管理されており、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。 以上につきまして、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 37 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 37 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 38 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-1 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-1 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、6 月 5 日に調査した結果を報告します。 転用の内容は、分家住宅を建設するものです。借受人は、港区内の賃貸マンションに居住していますが、手狭になったため新居を建設するための土地を探していました。しかし、適当な土地が無く、申請者の妻の父の土地に建設することとなり、申請に及んだものです。 申請に係る農地、港区小川一丁目の 1 筆は、農地区分が三種農地の畑で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。 申請地の現況は、畑で、耕作準備中の状況でした。その周囲の状況は、北側は宅地、西側は畑及び宅地、南側は宅地、東側は道路であり、周辺農地への被害防除には配慮するとのことでした。 また、小川土地改良区の意見書があることや、借受人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発指導課にも事前に相談していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
委員	特にないようです。それでは、第 38 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 38 号議案の案件は許可することといたします。
福島委員	次に、第 39 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-3 について、5 番、福島委員、お願いいたします。 受付番号 1-3 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、6 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-3 願い出の農地について、池場四丁目の 1 筆はウメが、池場四丁目の 2 筆は一体でウメが、海老山町の 3 筆は一体でカボチャ、トウモロコシ及びナスが栽培されていました。 いずれもお亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

	特にないようです。それでは、第 39 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 39 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 40 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-5 について、2 番、成田委員、お願いいたします。
成田委員	受付番号 1-5 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、6 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地である姥子山二丁目の 5 筆には、タケノコ、クリ、ビワ、ミカンが栽培され、六田二丁目の 1 筆には、ジャガイモ、ネギ、サトイモ、キュウリ、ナスなどが栽培され、いずれも肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-6 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-6 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、6 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

	申請地には、一体でウメが栽培されていました。肥培管理良好です。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-7 及び 1-8 について、18 番、山口委員、お願いいたします。
山口（儀） 委員	受付番号 1-7 及び 1-8 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、6 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-7 について、申請地である桶狭間西の 1 筆には、ミカンが、同 1 筆には、キウイフルーツが、桶狭間巻山の 1 筆には、ナスやカボチャが、同 11 筆には、一体で、ブロッコリー、ネギ、ナス、サツマイモ、モモなどが、武路町の 1 筆には、カキ、レモン、タラの木が、同 1 筆にはウメが、同 1 筆には、ミカンが、それぞれ栽培され肥培管理良好でした。 次に、受付番号 1-8 について、緑区桶狭間巻山はじめ 4 筆は、一体で、キャベツ、サツマイモ、ミカンなどが栽培され、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-9 について、17

	番、久野委員、お願いいたします。
久野委員	受付番号 1-9 の農地について、山口幸江委員と事務局職員で、6 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地には、ブロッコリーが栽培され、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-3 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-3 について、6 月 4 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、タマネギ、スイカなどが作付けされていしました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-4 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-4 について、6 月 5 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田と畑で、田は耕作準備中、畑はナス、キュウリなどが作付けされていしました。

なお、田につきましては、本日までに田植えがすべてなされておる状況であります。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-3 について、22 番、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員

受付番号 3-3 の農地につきまして、6 月 3 日に事務局職員とで現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-3 の中川区西中島一丁目の 2 筆の畑はトマト、ナス、タマネギなどが作付けされ、良好に管理されていまして。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-4 について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）
委員

受付番号 3-4 の農地につきまして、6 月 4 日に安井委員と事務局職員とで現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-4 の中川区江松五丁目の 2 筆の畑は耕作準備中、中川区富田町大字榎津字西ナコラの 1 筆の畑にはニンニクが作付けされ、富田町大字榎津字西ナコラの 2 筆の畑は耕作準備中で、いずれも良好に管理されていまして。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-4 について、25 番、木村委員、お願いいたします。
木村（正） 委員	受付番号 4-4 につきまして、熊澤委員及び事務局職員とで、6 月 4 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区東蟹田の 1 筆は、田で、水稻が作付けされており、港区東蟹田の 1 筆は、畑で、ジャガイモ、カボチャ、スイカ、トウガン、レタスが作付けされており、農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 40 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 40 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 41 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 及び 1-2 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員	受付番号 1-1 及び 1-2 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、6 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-1 と 1-2 願い出の農地は、昨年亡くなられた被相続人の単独所有でしたが、受付番号 1-1 の相続人と、受付番号 1-2 の相続人、二人の息子さんが共有で相続し、お二人とも引き続き農業経営を続けられるとの申し出がありました。 申請地の植田二丁目の 1 筆はトウモロコシ、トマト、カボチャが、植田東二丁目の 1 筆はレモンが栽培され、ともに良好に管理されていました。 また、これまでもお二人それぞれが農作業に従事されていることを確認し、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。 以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-3 について、2 番、成田委員、お願いいたします。
成田委員	受付番号 1-3 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、6 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の土地は、昨年亡くなられた被相続人所有で、子が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。 申請地は、サツマイモ、キュウリ、ジャガイモなどのほか、ビワ、ミカン、カキ、サクランボなどが栽培され、良好に管理されていました。

	また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。 以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 41 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 41 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 42 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭） 委員	受付番号 3-1 の農地につきまして、6 月 4 日に安井委員と事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。 本件は、所有者が納税猶予の適用を受けている農地を、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。 照会のありました、中川区福島一丁目はじめ 7 筆は、すべて田で、耕作準備中であり、所有者が相続して以来、自らの農地

として管理されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 及び 4-2 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-1 及び 4-2 につきまして、坂野推進委員と事務局職員で、6 月 4 日に調査した結果をご報告します。

受付番号 4-1 は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

照会のあった農地、港区川園二丁目はじめ 4 筆は田で、水稻が作付けされており、港区藤高四丁目の 1 筆は畑で、ジャガイモ、ウリ、スイカ、ミカン、カキが作付けされており、良好に管理されておりました。

また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、確認するに問題ないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、受付番号 4-2 は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

照会のあった農地、港区西茶屋四丁目はじめ 2 筆は田で、水稻が作付けされており、良好に管理されておりました。

また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らによ

	り、農地として管理されてきたことを確認しました。 以上、調査の結果、確認するに問題ないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-3 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-3 につきまして、竹川推進委員と事務局職員で、6 月 5 日に調査した結果をご報告します。 本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。 照会のあった農地、港区新茶屋一丁目はじめ 2 筆は田で、水稻が作付けされており、良好に管理されておりました。 また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。 以上、調査の結果、確認するに問題ないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-4 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-4 につきまして、坂野推進委員と事務局職員で、6 月 4 日に調査した結果をご報告します。 本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

	照会のあった農地、港区藤高二丁目の 1 筆は田で、水稻が作付けされており、良好に管理されておりました。 また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。 以上、調査の結果、確認するに問題ないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 42 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 42 号議案の案件は承認いたします。 次に、43号議案「地域農業経営基盤強化促進計画変更に関する意見聴取」及び44号議案「農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取」について審議を行います。こちらは関連のある案件のため、一括審議します。 本議案について、担当の方からご報告いただく前に、まず、事務局から説明をお願いします。
課長補佐	第 43 号議案及び第 44 号議案の審議に入る前に、地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画策定後、目標地図に位置付けられた農地の農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外について、今回が初めての審議となりますので、事務局からその流れ等について説明いたします。 令和 7 年 3 月末に名古屋市が策定した地域計画において、

地域計画エリア内の農用地区域内農地、いわゆる青地はすべて地域計画の区域内農地に位置付けされたところです。

地域計画の変更についてですが、議案資料 14 ページの参考条文をご覧ください。

下線がある部分、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項には「地域計画を変更しようとするときは、あらかじめ農業委員会の意見を聴かなければならない。」とされております。

また、議案資料 15 ページの下線がある部分をご覧ください。

こちらは農業経営基盤強化促進法の基本要綱でございます。「地域計画の区域内の土地について、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り、農用地区域からの除外や農地転用許可を行うことができます。」と記載されております。

配布資料①をご覧ください。

地域計画区域内農地の農振除外をする際の主な流れを説明しております。今回の議案である第 43 号議案、第 44 号議案については、地域計画区域及び農用地区域から除外することについて農業委員会へ名古屋市から意見聴取があったものです。なお、当該意見聴取は、地域計画変更に係る協議の場の開催を兼ねるものでございます。

配布資料の網掛けの部分が今回該当する箇所でございます。今回、名古屋市からの意見聴取について、名古屋市農業委員会において問題ないと認められた場合、まず地域計画の変更を行い、その後、愛知県等と調整し、農振除外、農地転用を行う流れとなります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます

す。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。25 番、木村委員、お願いいたします。

木村（正）
委員

第 43 号及び第 44 号の案件につきまして、6 月 4 日に熊澤委員及び事務局職員とで、6 月 5 日に安井勝春委員、竹川推進委員及び事務局職員とで、調査した結果をご報告します。

まず、当該議案にかかる申出内容について説明します。議案資料の 17 ページをご覧ください。

申出者は、現在、蟹江町の賃貸住宅に居住していますが、子の成長に伴い、現在の居宅が手狭となったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。

申請者夫婦には所有する不動産がないため、周辺地域で土地を探しました。しかし、希望に沿う土地が見つからず、申出者の母に相談したところ、母の所有する土地を利用してはどうかとの申し出があり、今後、両親の農作業の手伝いができる本家に近い申出地、港区西福田一丁目の 1 筆を紹介されました。

他に適地がなく、所有者である母の承諾が得られることから、今回の申し出に及んだものです。

申出地は、令和 7 年 3 月末に名古屋市が策定した「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の区域内にあり、また名古屋農業振興地域整備計画において農用地として定められております。

さきほど事務局から説明があったとおり、農振除外・農地転用を行う場合は、両計画の変更が必要となりますので、当該変更について名古屋市長から意見聴収の依頼があったものです。

議案資料の 13 ページをご覧ください。

第 43 号議案地域計画の変更の概要は記載のとおりです。

配付資料②の地域計画の目標地図をご覧ください。青色の丸で囲っている農地が申出地です。

資料上部の「変更前」の目標地図では、申出地は検討中の土地となっており、「担う者」の位置付けがされておられません。よって、資料下部の「変更後」の目標地図にあるとおり、当該農地を地域計画区域から除外しても、地域計画の達成に支障はありません。

再度、議案資料の 17 ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更についてですが、当該農地は白地に接続し、集落にも接続しているため農用地区域の周辺部であり、周辺農地の農作業の効率性に支障はありません。

また、除外後は市街化が進む三種農地であり、転用面積についても、申出地の面積 629 平米のうち 288 平米のため、必要最小限の面積であることを事業計画で確認しております。

なお、申請地の北側と西側は道路、東側は畑、南側は宅地となっており、海東土地改良区から排水同意書もあり、被害の防除には配慮するとのことでした。

以上、調査の結果、今回の分家住宅に伴う農振除外のための地域計画及び農業振興地域整備計画の変更は、農地の利用の集積、農用地の集団化及び農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないため、農振除外を認めることもやむを得ないものと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきました

が、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、まず第 43 号議案の議決の案を読み上げます。12 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、名古屋市が地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するにあたり、名古屋市長から「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に関する意見の聴取について（依頼）」により意見聴取があったことについては、変更に係る土地を地域計画の区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該地域計画変更は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、です。

次に、第 44 号議案の議決の案を読み上げます。16 ページをご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があったことについては、申出に係る土地を農用地区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たすことが認められるため、です。

それでは、第 43 号議案及び第 44 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

異議なし。

委員

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 43 号議案及び第 44 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 45 号議案、名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部改正について審議を行います。 事務局、説明をお願いいたします。
課長補佐	それでは、第 45 号議案についてご説明いたします。20 ページをご覧ください。 本件は、名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規定について 2 点改正を行うものであります。 1 点目は、令和 7 年 6 月 1 日付けで刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役刑と禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑という刑罰が導入されたことによるものです。本来ならば、同法施行前に改正すべきものではございますが、改正の手続きが遅れたこと誠に申し訳ございません。 2 点目は、農業委員、推進委員の選任の際に開催される評価会議の委員につきまして、名古屋市農業委員の経験者のみとなっておりますが、本市では平成 29 年より農地利用最適化推進委員の委嘱を行っており、すでに推進委員を経験され引退された方もいらっしゃいます。今後、推進委員経験者の方も農業委員同様評価委員の対象にすべきと考えられることから、今回改正し、対象に加えるものです。 なお、施行日について、第 11 条に関するものについては公布の日、第 4 条に関するものは、刑法等の一部を改正する法律の施行日である令和 7 年 6 月 1 日まで遡り適用するものとさせていただきます。

	21 ページに新旧対照を掲載しておりますので、併せてご確認ください。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。
委員	特にないようです。それでは、お諮りいたします。第 45 号議案について、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。
議長（会長）	異議なし。 ご異議なしと認め、第 45 号議案は原案のとおり改正することといたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 6 月 2 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 4 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 8 件 続いて、5 ページから 13 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 25 件

続いて、14 ページから 48 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 99 件

続いて、49 ページから 50 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 5 件

続いて、51 ページから 53 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 8 件

続いて、54 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件

続いて、55 ページですが、転用届出に係る訂正願が 3 件

続いて、56 ページですが、現況証明願が 1 件

続いて、57 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「令和 7 年度全国農業委員会会長大会及び研修会」について報告します。

先ほど議案審議中に当日の資料を供覧させていただきましたが、先月の 5 月 28 日に東京都渋谷区の渋谷公会堂におきま

して、令和7年度全国農業委員会会長大会が開催され、名古屋市農業委員会会長として、農政課安藤課長と出席させていただきました。また翌日29日に開催された研修会にも参加いたしましたので、その報告をさせていただきます。

では報告2と書かれている資料をご覧ください。

令和7年度全国農業委員会会長大会についてご説明いたします。

まずはじめに、提案決議として、「改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案」について決議を行いました。

次に、申し合わせ決議として、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進、及び、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせの2件を決議いたしました。

次に、実行運動として、「令和7年度全国農業委員会会長大会実行運動計画」を決議いたしました。

最後には、新潟県阿賀野市農業委員会と、広島県庄原市農業委員会から、農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明がございました。

翌日は、「人手不足解消と働き方」についての研修会に参加しましたが、名古屋市にはちょっと当てはまらないかもわからないですけど、大規模なところで外国の方に手伝っていただくときは、外国の方の農業、どういう農業をしてきたかっていうことを踏まえたうえで、農業に携わっていただくといいですねという、先生からのお話がありました。

以上ですが、何かご質問等はございますか。

課長補佐	特にないようです。 報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。 その他といたしまして、事務局のほうから、令和7年現地調査についてお伝えさせていただきます。 4月総会の事業計画にて10月下旬予定としていた現地調査でございますが、10月29日（水）とさせていただきたいと思っておりますので、ご予約いただきますようお願いいたします。調査先は、大府市げんきの郷と、緑区の市街化区域内の農地を視察することで調整中です。 詳細はあらためてお伝えします。まずは日程を確保していただきますよう、お願いいたします。以上でございます。
議長（会長）	ありがとうございました。その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和7年第6回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時51分）